

第四十三号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年三月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一号中「保健事業に要する費用の額」の下に「、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額」を加え、同条第二号中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に、「その他」を「、法第八十一条の二第一項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第十四条の五中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第十四条の五の九中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十四条の十中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第十九条第一項第二号中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同項第三号中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第二十七条中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に改める。

附則中第二十二條及び第二十二條の二を削り、第二十三條を第二十二條

とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例の規定は、平成二十七年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。